

官報

号外

平成十年四月二十四日

○第四百十二回 衆議院會議録 第三十二号

平成十年四月二十四日(金曜日)

議事日程 第二十号

平成十年四月二十四日

午後一時開議

第一 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案
(内閣提出)

○今日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案
(内閣提出)

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明及び質疑

午後一時四分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(伊藤宗一郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

玄葉光一郎君から、四月二十九日から五月七日まで九日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

日程第一 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案を議題といたします。

委員長(坂上富男君) 通信委員長坂上富男君。

電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔坂上富男君登壇〕

○坂上富男君 ただいま議題となりました電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、民間活動に係る規制がもたらす負担の軽減及び行政事務の合理化を図るため、国際電信電話株式会社法を廃止するほか、電気通信事業法及び電波法について、第一種電気通信事業者の提供する役務に関する料金の規制を原則として届け出制とするともに、無線設備の技術基準適合証明制度等における民間能力の一層の活用を図る等の改正を行おうとするものであります。

本案は、去る四月八日本委員会に付託され、翌九日自見郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十三日質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、建築基準法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。建設大臣瓦力君。

〔国務大臣瓦力君登壇〕

○国務大臣(瓦力君) 建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、規制緩和、国際調和、安全性の一層の確保及び土地の合理的利用の推進等の要請に的確に対応した新たな建築規制制度を構築するため、民間機関による建築確認検査制度の創設、建築基準への性能規定の導入を初めとする単体規制の見直し、建築確認の円滑化のための新たな手続制度の整備、中間検査制度の創設、一定の複数建築物に対する建築規制の適用の合理化等の措置を講ずるものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、建設大臣または都道府県知事の指定を受けた民間機関が建築主事と同様に建築確認及び検査を行うことができるものとするとともに、当該民間機関において建築確認及び検査を実施する者の資格検定及び登録の制度を設けることとしております。

第二に、建築物の構造規制等について満たすべき性能基準を明示し、これに適合することが一定の検証方式により確かめられるか、または建設大

臣があらかじめ定められた仕様に適合するものでなければならぬものとする新たな方式を導入することとしております。

第三に、建築物の安全性を確保するため工事の施工中に検査を行う中間検査制度を創設することとしております。

第四に、既存の建築物と連担して建築物を建築する場合において、各建築物の位置及び構造について安全上、防火上及び衛生上支障がないものと認定したときは、これらの複数の建築物を同一の敷地内にあるものとみなして容積率制限や建ぺい率制限等の建築規制を適用することとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、建築基準法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

出(の趣旨説明)に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。桑原豊君。

(桑原豊君登壇)

○桑原豊君 私は、民主党を代表いたしましたして、ただいま提案されました建築基準法の一部を改正する法律案について質問いたします。

我が国は、現在、国民の嗜好の多様化、経済社会の成熟化、国際競争の激化、技術の高度化等の構造変化の過程にあります。このような時代背景のもとで、建築行政においても、戦後間もなく組

み立てられ、一定の役割を果たしてきた制度について抜本的な改革が求められております。国民が安心感を持って生活をしていくために安全な住居が必要なのは、平成七年に発生した阪神・淡路大震災を見ても明らかであります。また、日本が戦後の飛躍的な経済的発展を遂げたにもかかわらず、今もなお、国民生活にゆとりや豊かさが実感できないでいる大きな要因として、住宅の貧困さがあることも否定しようのない事実だと考えています。

本来、国民の経済社会活動や家庭生活の基盤である建築物の安全性を確保することや良好な市街地環境の形成を図ることは、国民の生命、健康、財産を保護するために不可欠なものであり、そのための社会的な規制は、経済社会構造の変化に的確に対応したものであることが必要であります。

我々民主党は、自由であって安心できる社会を創造するために集まった集団であり、今般の建築基準法の改正は、国民にとってかけがえのない生活基盤である住宅を規定する基本法の戦後初めての抜本改正として、その方向性については、あらゆる角度から十分に審議していく必要があると考えています。国民生活に密着した法律を、当面の経済対策に絡めて安易に扱うことは許されません。あくまでも国民生活が一層安全に、そして豊かさを実感できる方向で検討されるべきであり、その意味で、本法案は玉石混交と言ってもよい状態を提案をされており、その賛否については、委員会における十分な審査の上で判断していくべきだと考えております。

さて、まず第一に、この建築基準法の根本的な問題点についてお伺いをいたします。

建築基準法は、大正八年に制定された市街地建築物法に淵源を有し、戦後、新憲法の理念を取り入れて昭和二十五年に制定されました。制定当時は本法も簡素でありましたが、その後、三十六回に及ぶ改正を行い、現在では複雑きわまりない法律となっております。

一つ一つの改正に意味がなかったとは思いますが、これだけの改正を重ねると、この建築基準法が全体として何を指し、何を規定しようとしているのか、法律を読めば読むほどわからなくなってしまうります。しかも、本法は、先ほど申し上げましたように、国民に最も密着した住宅を規定する法律であります。これが行政の一部の専門家以外だれにもわからない法律となつていくことは、その目的がたとえ崇高なものであつたとしても、問題があるというふうに言わざるを得ません。

その上、この住宅と密接な関係を持つ都市計画法あるいは国土利用関係法などと重ね合わせて考えますと、この国の国土はどう利用され、その上にどのような建築物が建つのか、また建ててよいのか全くわかりません。

非常に複雑な建築基準法であります。一方、この法律は従来より法として有名であります。現実を見ても、日本の都市環境の改善は遅々として進まず、違法建築のみならず、適法であつてもその地域の環境や風景になじまない建築物は枚挙にいとまがありません。

この複雑にしてざる法というのは、一見不合理であつて、実は当然なのであります。法律で百二条、施行令で百四十九条、その他省令、通達を含めたらどれだけあるかわからない法律をだれが

読むというのでしょうか。結果的に、建築物の敷に比べたら圧倒的に少ない行政の担当者しか法に接しないことが、この法律をさる法としているのであります。

この傾向は、この建築基準法にとどまりません。どの法律も、少しずつ少しずつ合理的な改正を積み重ねながら、結果的に木を見て森を見ない不合理な法律となつていきます。この法律のインプットも言うてよい状況を、総理はどのようにお考えでしょうか。役人よりも法律に詳しいと言われる総理の御意見を伺いたいと思います。

また、建築基準法や都市計画法など、複雑さは筆頭格の法律を所管される建設大臣には、国民に身近な法律がこのような状態ではないと思つておられるのか、御意見を伺います。

次に、地方分権との関係でございます。

現在の建築基準法は、当然のことながら、全国一律の基準を法律によって適用しています。しかし、だれもがわかっているように、北海道と沖縄とは気候が全然違います。私は瓦建設大臣と同郷の石川県の出身でございますが、北陸のように大変湿気の多いところもございます。まさに全国さまざまでありまして、ここに同じ基準を当てはめることが果たして合理的なのであるまいでしょうか。雪の多い地域や海風の強い地域など、それぞれの地域環境に即した建築基準があつてもよいのではないのでしょうか。

また、地域によっては、歴史的建築物が多数現存し、これによって町の景観をつくり上げているところもあります。しかし、建築基準法が適用されることによって、この貴重な文化遺産を喪失した例もございます。

確かに、現在は規制緩和の時代です。建築基準法についても、国内統一の基準であった方が単純明快なことはわかります。しかし、国民の良好な住環境の維持や文化的施設の保全のための規制は必要なのであります。そして規制する側の主体は、国ではなく、地域で住民に密着して行政を行っている自治体であるべきであります。現在は多様化の時代であり、地方分権の時代でもあります。地域の多様性、独自性を高める意味でも、建築基準における地方分権を一層進める必要があると考えますが、総理のお考えをお伺いいたします。

次に、今回の改正案についてお伺いいたします。

第一に、連担建築物設計制度であります。これは、現行制度では敷地ごとに行っている容積率制限を、隣接地の場合に、所有者の異なる敷地であっても公道を越えない範囲で一回の土地と扱うことによって、土地の有効利用を図ることを目的とし、その延長線上に容積率の売買を可能とする制度であります。

この容積率の緩和は、バブルの崩壊以降幾たびも繰り返されてまいりました。平成六年には地下室の容積率を不算入といたしました。その結果、本来なら高層マンションの建つはずもない第一種低層住宅専用地域に大型マンションが建つようになりしました。第一種低層住宅専用地域には高さ十メートル以上の建築物は建てられません。そこに高さ二十メートルのマンションが建つのであります。からくりは地下室にあります。傾斜地に建てるマンションは、地盤面のとり方次第でその半分以上が法律上地下室となり、この地域でも高層マンションの建築が可能となったのであります。これは各地で住民の反発を招いております。

確かに、地下室の容積率不算入がこのような結果を招くことを建設省が当初から予想していたとは思いません。しかし、建設省の提案した法改正によってこのような事態を招いたのも事実です。さらに、容積率は、平成七年そして昨年も緩和されております。そして今回の緩和であります。容積率は都市計画の基本であり、このように野方に緩和を続けることに疑問があります。また、その理由が土地の有効利用といえれば聞こえはよいのですが、まさに容積率を商品とする行為であります。今回の改正では、これがきわまって、ついに容積率の売買まで可能となっております。

そこでまず、総理にお尋ねをいたします。

このように、容積率を商売の道具として使うことは、総理の望むところでございますか。このような容積率の相次ぐ緩和は国民の安心した生活を脅かすことにならないのか、お尋ねをいたします。

また、総理も御存じのように、バブルのころには地価を下げるための容積率緩和が叫ばれました。現在は地価を上げるために容積率緩和が叫ばれております。結局、容積率は常に緩和の方向に向かっております。一体、政府は容積率を緩和して地価をどのようにしようとしているのか、お尋ねをいたします。

建設大臣には、さきに述べた地下室の容積率不算入で生じている現在の状況をどうとらえているのか、都心部の容積率が十分に活用されていない現在において、さらに緩和を行おうとしているのはなぜなのか、お伺いをいたします。

次に、建築基準の性能規定化についてであります。

今回の改正案では、これまで仕様書的に定められていた建築基準が、性能基準として規定されることになっております。そうなりますと、建築材料、建築部材、建築設備、建築工法等について建築基準との適合性に関する性能試験等を実施し、建設大臣の認定を受けようとする者が増加することが予想されます。これらの要請に円滑に対応するためには、材料、部材等の性能について試験、評価等を行う機関の拡充が求められますが、どのように対応していくのか。特に、これらの試験機関、評価機関等の多くが首都圏にあると思われ、地方における対応はどのようにするか、大臣にお尋ねをいたします。

最後に、建築確認の民間への開放についてであります。

建築行政においては、単にその建築計画が建築基準法の定める建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準に適合することを担保することのほか、建築計画の周辺の環境に及ぼす影響などの問題の調整も期待されると考えられております。現に自治体が、自治体独自の宅地開発指導要綱や町づくり条例を制定して地域の個性を守ってきたのは、建築確認や開発許可申請の機会を活用して、この指導要綱や条例で定めた基準に適合させたり、あるいは周辺住民への説明を義務づけたりすることができからであります。

しかし、今回の建築確認の民間開放によって、この貴重な機会が失われかねません。民間業者は、建築基準法の新たな定められる性能規定にのっとり、この規定に適合していれば、その建築物が周辺環境にどのような影響を与えるかを考慮

せず建築確認を与える可能性が強くなってまいります。民間であれば、当然のごとく、建築確認を速やかに与えるというのも一つのサービスとなり得るので、あつという間に建築確認がおりるかも知れません。結果として、周辺住民には何も知らされないまま、突然特異な建築物が出現するというようなことにもなりかねません。このような事態は当然に予想されることですが、この点を建設省はどう考えているのか、あるいはどうやってこの事態を防ごうとしているのか、御回答をお願いいたします。

この建築確認の公正公平な民間開放自体は、推進すべき方向だと考えています。しかし、前提に、建築基準がその地域に細やかな対応をしている必要があると思えます。そのためには、建築行政における地方分権が不可欠であります。さきに述べましたように、建築行政においても、地方分権の徹底的な推進は時代の要請であり、必然であります。

議場の皆さんもお気づきのようですが、我が国はどこへ行っても同じような建物が建ち並び、同じような町並みとなっております。これが、戦後我が国の建築行政及び都市計画行政がもたらした一つの結果であります。町はその地方の独自性があって初めて美しいのであり、それこそが心に残る風景を築き上げるのであります。そのためには、現在の建築・都市計画行政を根本的に改め、町づくりを地域にゆだねる必要があるのです。この点を改めて確認をさせていただいて、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

平成十年四月二十四日 衆議院會議録第三十二号

建築基準法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する桑原豊君の質疑 建築基準法の一部を改正する法律案の趣旨説明

四

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 桑原議員にお答え申し上げます。

まず、現在の建築基準法の体系についてお尋ねがありました。

建築基準法は、議員も触れられましたけれども、制定以来、その時々社会的な要請を踏まえて、逐次、法改正を行ってまいりました。今回の改正は、二十一世紀に向けた新たな建築規制を構築するために、建築確認等の基本的な手続及び基準の規制方式等、建築基準体系そのものを抜本的に見直すものと考えています。

次に、建築基準の地方分権についてお尋ねがございました。

建築物の安全性等に関する最低限の基準は国が制定することとしながら、町づくりに関する基準等、議員が触れられましたような点、言いかえるならば地域の事情を反映すべきもの、こうした点については、地方公共団体がそれぞれの地域の実情に即して定めることとしております。

次に、容積率の緩和は、これを商売にすることではないか、どう思うか、こういう御指摘をいただきました。

容積率規制の見直し、これは土地の有効かつ適正な利用を促進するという観点から、随時実施してまいりました。今回の改正による措置、これは単に容積率を緩和するというよりも、建築規制の適用の合理化を図るものであり、土地の集約的利用による有効利用を通じて国民生活の向上に寄与するものと考えております。

また、容積率と地価の関係についてもお尋ねをいただきましたが、今回の措置につきましても、その対象となる土地の価格が、利用価値の増大を

反映して、ある程度上昇することはあり得ると思えます。しかし、その周辺の地価水準に大きな変動が生ずることは見込まれない、そのように考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣(瓦力君) 桑原議員から幾つかの質問をちょうだいいたしました。)

現在の建築基準法の内容が極めて複雑である、かような御指摘をちょうだいしたわけでございますが、建築基準法は建築物の構造の安全性に関する技術的な基準を定めるものでございまして、その性格上、ある程度複雑なものとなることはやむを得ないと考えております。

しかし、今回の改正では、経済社会の構造的変革に対応いたしまして、建築基準体系を明確でより合理的なものへと抜本的に見直すことといたしました。具体的には、民間機関による建築確認検査制度の創設など基本的な手続の見直しを行うとともに、性能規定の導入、基準の明確化など基準の規制方式を新たなものへと改めることといたしました。

次に、地下室の容積率不算入制度とマンション建設の現状についてお尋ねでございますが、住宅の地下室に係る容積率の合理化は、居住形態の多様化を受け、土地の有効利用に対する要請の高まり、建築技術の進展等を踏まえまして、規制の見直しを図ったものでございます。また、本制度の適用は、地上部分において従来と同様の市街地環境の確保を図った上で地下部分を利用するものでございまして、それぞれの土地の特性に対応いた

しまして建築が行われること自体は差し支えないものと考えてます。

また、都心部の容積率について御質問でございますが、容積率が十分に活用されていない背景の一つといたしまして、敷地が狭小で道路等の基盤の整備が必ずしも十分でないという我が国の市街地の状況があります。連担建築物設計制度は、かような現状を踏まえまして、単なる容積率の緩和ではなく、適切な設計調整がなされた建築計画のもと、複数建築物について容積率制限等の建築規制を一体的に適用することによりまして、土地の有効利用に資するものと考えております。

さらに、性能の評価等を行う機関についてお尋ねもありました。

今回の改正では、性能規定が円滑に活用されるよう、建築基準への適合性の認定や新しい建築材等の性能の評価を、高度な技術審査能力を有し、公正中立な審査体制を有する適切な法人に行わせることといたしております。地域のいかに問わず、国内外を問わず、幅広く指定してまいりたいと考えております。

最後に、建築確認の民間開放についてお尋ねでございますが、地方公共団体の条例や要綱に基づく行政指導等は、建築基準法による建築行政とは独立の行政指導等でありながら、従来、一体のものとして受け取られ、このような行政指導等のあり方について批判的な御意見などもあることを認識いたしております。今回の建築確認検査の民間開放により、法による規制、手続が国民にもより明確に示されることとなるため、要綱に基づく行政指導につきましても、その規制の根拠や手続等について、より一層明確化することが必要となるものと

のと考えております。以上でございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 井上義久君。

(井上義久君登壇)

○井上義久君 新党平和の井上義久です。平和・改革を代表し、ただいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案並びに関連をして我が国の住宅政策について、橋本総理並びに建設大臣に質問をいたします。

初めに、我が国における住宅政策のあり方について、総理並びに建設大臣の見解をお伺いいたします。

我が国の住宅事情は、ウサギ小屋等とやゆされるがごとく、欧米先進国に比べてかなり劣悪な状況にあることは周知の事実であります。一人当たりの床面積で比較すると、アメリカの六十平米に比べ、我が国は三十一平米とおよそ二分の一の水準にとどまっております。特に借家の一戸当たり床面積は、アメリカの百一十一平米、イギリスの八十八平米、フランスの七十七平米に比して、日本は四十五平米と著しく劣っており、豊かさを実感できる水準には遠く及ばないと言わざるを得ません。

十二年前の一九八六年、OECD経済協力開発機構は、我が国に対する都市政策レビュー勧告で、日本の住宅ストックはOECD諸国に比べ低水準にあり、これを改善していこうとするならば、日本政府は住宅問題をもっと優先的に扱う必要があるとの指摘を行いました。それ以降、我が国でも種々の住宅政策が打ち出され、居住水準の改善が行われてきているものの、日本の国民経済

産及び一人当たりの国民所得を考えると、住宅に
関して言えはにまだに生活小国と言わざるを得な
いのが実情であります。

憲法第二十五条の生存権及び国の社会政策的義
務規定を受ける形で、公営住宅法は、健康で文化
的な生活を営むに足る住宅を建設し居住権の保
障をうたてております。公営住宅はもとより、個
人住宅においても健康で文化的な生活を営むに足
る住宅に居住することは国民の基本的な権利の一
つであるとして位置づけられた上で、それを保障す
るような国の住宅政策を展開することが重要であ
ります。

しかしながら、我が国のこれまでの住宅政策
は、個々人の住宅確保を自己責任に帰し、一方、
購入すべき住宅の価格は市場原理にゆだねたまま
にしてきました。その結果、経済大国であるにも
かかわらず、豊かさを実感できない我が国の住宅
事情がくり出されたのではないのでしょうか。人
生を謳歌するための基本的な拠点であるはずの住
宅確保のために二十年から三十年もの長きにわ
たって重いローンを背負わなければならぬこと
と、さらに、ローン返済の破綻が人生の破綻に直
結するような状況は異常な事態と言わざるを得ま
せん。

総理、生活大国を標榜するのであれば、優良な
住宅に居住する権利を基本的な権利の一つとして位
置づけること、そして住宅の確保を自己責任と市
場原理にゆだねてきたこれまでの住宅政策を根本
的に改め、国の責任を明確にした積極的な住宅政
策に転換すべきではないでしょうか。生活大国を
実現するとの観点から、我が国の住宅政策の現状
をどう考えているのか、また今後の課題としてあ

るべき我が国の住宅政策についてどのような認識
をお持ちになれるのか、橋本総理の御見解をお伺
いしたいと思います。

さきに述べましたように、廉価で優良な住宅を
国民に供給することは、基本的な権利を守る国の責
務と考えます。住宅政策を遂行していく上で、達
成目標とともに、客観的な指標が必要ではないか
と思います。我が国における住宅の豊かさの指
標、また住居費負担ほどの程度が適正と考えてい
るのか、さらにどのような住宅が優良な住宅と考
えているのか、建設大臣の御見解をお伺いしたい
と思います。

次に、今回提案されております建築基準法改正
に関連して、何点か政府の見解をお伺いしたいと
思います。

平成七年一月十七日に発生した阪神・淡路大震
災は、平成八年の消防白書によれば、死者六千三
百人、全壊家屋九万三千八百八十一棟、半壊家屋
十萬八千四百三十九棟という大規模な被害をも
たらしました。今なお、二万世帯を超える家族が
仮設住宅で不自由な生活を余儀なくされてお
り、また被災者の多くが崩壊した生活基盤を回復で
きずに苦しんでおります。後で述べますけれども、
この震災による家屋倒壊の原因の一端が国の施策
にあったことを考えますと、住宅の確保や生活支
援金の給付など、被災者の生活支援対策を速やか
に実施すべきであると考えますが、総理いかがで
しょうか。

この阪神大震災の被害について、警察発表で
は、死者の八九％は倒壊家屋等の下敷きになり圧
死、とりわけ木造家屋の圧死事故が多かったこと
であります。その原因については、筋交い不

足、壁配置の偏り、基礎部の接合不備等々施工上
の構造欠陥ではないかと指摘する声もあります。
一方、構造審査が比較的厳しい木造三階建て個人
住宅は、相当厳しい揺れがあった地域でもほとん
ど無傷で残っていたとの報告を勘案いたします
と、同震災における家屋倒壊の原因は、単に都市
を直撃した異常な地震力のみではなくて、建築基
準法あるいはその運用に瑕疵があったのではない
かと考えることが自然であります。

建築基準法は、その一条にその目的として、建
築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の
基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護
を図り、このように定めております。国民の生命
を守るという最も重要な目的を建築基準法は達成
できなかったと指摘せざるを得ないのであります
。今回の中間検査制度の導入等の建築基準法の
改正は、この阪神・淡路大震災の反省の意を含ん
だものと理解しておりますけれども、総理の見解
をお伺いしたいと思います。

関連して、今回導入される中間検査制度につ
いて、何点かお伺いしたいと思います。

多額のローンを背負い、やっとの思いで建築、
購入した我が家が、欠陥住宅とわかったときの被
害者の衝撃と精神的苦痛を考えると、今回改正
の中間検査制度の導入は大きな前進であります。
建つてしまつてからでは、その欠陥は判断しがた
いというのが住宅の特性であります。それを考え
ますと、事前の建築確認、完成時の完了検査とあ
わせて、建設途中における中間検査制度の導入
は、住宅の施主や購入者にとって大いに歓迎すべ
き制度であると思ひます。
しかしながら、同制度の内容を吟味いたします

と、今回の制度は、大きく二つの点で骨抜きに
なっているのではないかと懸念を持たざるを得
ません。その一つは、すべての建築物に中間検査
を行うのではなく、特定行政庁の指定する区域、
期間、建築物の構造、用途、規模を限りという限
定付きの導入であることであります。もう一つ
は、戸建て住宅の中間検査は、建築士の監理報告
書の提出によって一部簡略化されていることであ
ります。

欠陥住宅を防ぐには、先ほども指摘しましたよ
うに、建つてからでは既に遅いわけでありま
すから、したがって、中間検査は、あらゆる建物、特
に個人が主に購入する戸建て住宅に關してはぜ
ひとも必要な制度であります。にもかかわらず、
せつかくの制度から大骨二本が抜かれ、結果とし
て名ばかりということになってしまったのでは、
制度を導入する意味はありません。

なぜ中間検査の対象を限定的なものにしたの
か、明確な御答弁をいただきたいと思ひます。ま
た、将来的にすべての建築物を中間検査の対象と
する方向を考えているのかどうか、あわせてお
答えをいただきたいと思ひます。

次に、建築確認検査の民間開放についてお伺
いしたいと思います。

今回の改正の背景として、建築物の着工件数に
比べ、建築主事等の職員の絶対数が不足し、完了
検査や違反建築物の取り締まり等を的確に行うこ
とが困難な状況にあることが挙げられておりま
す。このことは、違反建築が常態化し、欠陥住宅
が横行していることの証左でもあります。このよ
うな事態について、政府はどのような認識を持
つて今日まで建築行政を進めてきたのか、またな

これまでそういう状態を放置してきたのか、その責任についてどう考えているのか、建設大臣の明確な見解をお伺いしたいと思います。

また、建築確認検査の民間開放については、指定確認検査機関の中立性、公平性が第一の問題であります。建設省の案では、公正中立な民間機関を指定することになっておりますが、建設省が示しております指定要件では、ゼネコンやハウスメーカーの何社かが集まって指定確認検査機関をつくることのできるようになっております。また、同機関は株式会社でもいいということでありますけれども、営利目的で活動することを考えますと、公正中立な確認検査が本当に担保されるのか、お手盛りの建築確認検査で今以上に違反建築や欠陥住宅がふえるのではないかと懸念も指摘されております。

こうした民間開放に伴う懸念に対して大臣はどのような見解をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。また、どう公正、中立性を担保していくのか、あわせて運用方針についてもお伺いしたいと思います。

次に、建築基準の性能規定化等基準体系の見直しについてお伺いしたいと思います。

建築技術の革新や規制緩和の観点から、性能規定化は評価できると考えております。しかしながら、性能基準を確認するための検証方法が確立されておらず、やり方によっては安全性に欠ける住宅ができ上がってしまう心配があります。こうした懸念について建設省はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

最後に、総理に、補正予算、経済対策について、住宅関係に絞ってお伺いしたいと思います。

冒頭でも述べましたが、良好な居住環境を整備することは国民の基本的な人権を守る国の責務であるという立場に立って、住宅政策に取り組むべきだと考えます。

特に、今回の経済対策では、少子・高齢化社会に対応した多様な住宅政策を推進すべきと考えます。具体的には、一つは新婚家庭への家賃補助制度の創設、二つ目は住宅資金融資利子補給制度による持ち家の促進、三つ目は住宅取得に係る減税の拡充などのファミリー向けの施策であります。さらに、四つ目はシルバーハウジングプロジェクトの推進、五つ目は高齢者向け優良賃貸住宅制度の推進など的高齢者対策であります。これら生活大國実現のための諸施策について、総理の御見解をお伺いしたいと思います。

さらに、住宅供給を促進する施策として、定期借地権つき住宅の普及を図ることも重要であります。そのために、普及の足かせとなっておりまして定期借地権の底地の評価額を普通借地権並みに引き下げる必要があります。政府としても早急に結論を出すべきだと考えますが、総理の見解をお伺いしたいと思います。

以上、建築基準法の改正に関連して、政府の住宅政策について種々お伺いしましたが、総理初め関係閣僚におかれましては、今後とも、生活者の視点に立った、安心で豊かさが実感できる住宅政策を遂行していただくよう要望し、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 井上議員にお答えを申し上げます。

まず、生活大國を実現する上での住宅政策の現

状及びあるべき住宅政策という問いかけをいただきました。

住宅というものが、人生を過ごす上で大切な生活空間であり、美しい町並みを構成する、そういった意味でも重要な要素であることは、そのとおり、私もそう思います。そして、生活大國を実現していくためには、特に大都市を中心に立ちおくれた住宅事情を改善していく必要があることも御指摘のとおりです。また、今後の少子・高齢化というものを展望しながら、国民一人一人が、適正な負担のもとに、それぞれの人生設計にかなった住まい方を自由に選択し、実現できるように住宅政策を進めていく必要があると考えております。次に、阪神・淡路大震災関連のお尋ねがございました。

政府としては、これまでも被災者の方々の生活支援のために、公営住宅の大量供給とその家賃の大幅な引き下げ、阪神・淡路復興基金を活用した生活再建支援金の給付に対する地方財政措置など、さまざまな支援策を講じてまいりました。今後とも、政府としては、被災者の生活再建に向けてこれらの支援策を着実に実施していきたいと考えております。

また、中間検査導入の背景についてのお尋ねがございました。

阪神・淡路大震災の被害調査によりまして、倒壊等の被害に至りました建築物の多くのものは古いものでありましたが、施工の不備が原因と見られる新しい建築物も含まれていたという指摘がございます。こうした指摘も念頭に、このような被害の発生を防ぐために中間検査制度を導入するこ

次に、幾つかの御提言を含め、少子・高齢社会に対応した住宅政策というお尋ねをいただきました。

国民がライフステージや人生設計にかなった住まい方を選択することができるようになること、これが重要な点だと認識しております。このため、高齢の方々が不安なく住み続けられるよう、福祉施設と連携した住宅政策の拡充やバリアフリー住宅の整備、あるいはゆとりを持って子供を育てることのできる住宅整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、定期借地権の底地の評価、恐らく相続税評価のことだと思っておりますけれども、これについての引き下げを御提言いただきました。

しかし、私は、この評価を政策的に引き下げることは課税の公平などの観点から適当ではない、そう思います。しかし、いずれにいたしまして、定期借地権住宅に係る底地の評価につきましては、現在、定期借地権等の実態調査を行っておりますけれども、こうしたものなどの結果も踏まえて、一層の適正化の観点から、普通借地権の底地の評価なども参考の要素にしながら検討を進めて、できるだけ速やかに結論を得るようにしていきたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 井上議員にお答えいたします。

適正な住居費負担や優良な住宅につきましては、それぞれの世帯構成や価値観などによって異なりまして、一律に論ずることは困難でございます

すが、例えば住居費負担につきましては、勤労者世帯の平均年収の五倍程度を目安に住宅取得が可能となるよう各種対策を講じているところでございます。

また、目指すべき住宅の目標につきましては、世帯構成に応じたゆとりある住宅規模、良好な住環境を備えていること等が望まれることから、住宅建設五カ年計画におきましては、居住水準等の誘導すべきガイドラインを定めているところでございます。

中間検査制度の対象の限定等についての御質問でございますが、建築物の安全性のためには適切に施工がなされることが基本と考えており、このため、工事監理の責任の明確化、手続の厳格化等を図る一方で、これとあわせて、新たに中間検査制度を導入することとしたしているものでございます。

その実効性を上げるため、その対象を真に必要なものから実施することとしたしております。こうした観点から、戸建て住宅等につきましては、工事監理等が比較的簡易に行い得ることを勘案いたしまして、建築士による的確な工事監理がなされることを前提に、中間検査を簡略化することとしているものでございます。

的確な工事監理の実施と中間検査制度が相まって、建築物の安全性の確保が図られることになると考えております。将来的には、今回の改正案の施行状況を踏まえつつ、適宜、総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、違反建築物対策についての御質問でございますが、建築規制制度の実効性を確保し、建築物の安全性と良好な市街地環境の確保を図るため

には、違反建築物対策の充実強化が必要であると考えております。

今回の改正におきましては、官民の役割分担のあり方を見直し、民間機関が行う道を開くことといたしております。これによりまして、行政は違反是正、処分等の本来行政でしかできない業務に重点を置くことができ、違反対策の推進のための体制の強化に資するものであり、この体制のもと、総合的な違反対策を進めてまいれる所存でございます。

また、建築確認を行う民間機関の公正、中立性の確保についてお尋ねでございますが、指定に当たり、役職員の構成や業務内容の中立性を審査するほか、役職員に公務員と同様の罰則を適用する措置を講ずることとしたしております。民間機関の行う建築確認につきましては、行政庁に対する報告義務を課し、不適法なものについてはその効力を失わせる等の措置を講じ、違反建築物の防止に万全を期す所存でございます。

御指摘の公正、中立性の確保につきましては、制度の根幹にかかわることでありまして、今後、その運用方針について、各界の御意見を参考にしつつ慎重に検討してまいりたいと考えております。

最後に、建築基準の性能規定に伴い導入される検証方法と安全性の担保についての御質問でございますが、検証方法につきましては、建築物に係る既に確立された科学的、技術的知見によることを基本とすることとしたしております。具体的には、例えば、厳格な実用試験を経て既に確立し国際的に普及しているなど、科学的、技術的チェックを経たもののみを、政令及び告示により

まして明確に示すこととしたしております。したがって、このような検証方法の内容、手続両面の厳密さを踏まえれば、必要な安全性は当然に確保できるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十九分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
郵政大臣 自見庄三郎君
建設大臣 瓦 力君

出席政府委員

建設省住宅局長 小川 忠男君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る二十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第八条第一項の規定に基づく平成九年度中小企業の動向に関する年次報告

中小企業基本法第八条第二項の規定に基づく平成十年度において講じようとする中小企業施策についての文書

(議席変更)

一、去る二十一日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一	土屋 品子君
五	岩 茂 嘉仁君
一〇	小坂 憲次君
一五	井上 一成君
一六	深田 肇君
一七	秋葉 忠利君
一八	北沢 清功君
二一	中田 宏君
二二	前島 秀行君
二三	畠山健治郎君
二四	中西 績介君
二九	笹木 竜三君
三〇	上原 康助君
三八	海部 俊樹君
五	伊藤 達也君
一〇	岩 茂 嘉仁君
一五	小坂 憲次君
一六	井上 一成君
一七	深田 肇君
一八	秋葉 忠利君
二二	北沢 清功君
二三	前島 秀行君

一八三	堀込 征雄君
一八二	小平 忠正君
一八一	細川 律夫君
一八〇	小林 守君
一七六	大島 章宏君
一七五	鉢呂 吉雄君
一七四	赤松 広隆君
一七三	松本 龍君
一七二	岡田 克也君
一七〇	肥田美代子君
一六九	池田 元久君
一六八	仙谷 由人君
一六七	永井 英慈君
一六六	石井 紘基君
一六五	木幡 弘道君
一六四	金田 誠一君
一六二	山本 孝史君
一六一	藤村 修君
一六〇	小沢 鋭仁君
一五九	田中 甲君
一五八	松沢 成文君
一五七	榎床 伸二君
一五〇	二見 伸明君
一四三	山原健二郎君
一四二	寺前 巖君
一四一	佐々木陸海君
一四〇	中島 武敏君
一三九	横田 スミ君
一三八	辻 第一君
一三七	古堅 実吉君
一三六	中西 續介君
一三四	山田 健治郎君

一八四	五島 正規君
一八五	土肥 隆一君
一八六	佐々木秀典君
一九〇	中沢 健次君
一九一	佐藤謙一郎君
一九二	佐藤 敬夫君
一九三	伊藤 忠治君
一九四	家西 悟君
二〇一	宮地 正介君
二〇二	海江田万里君
二四二	上田 清司君
二四九	北村 哲男君
二五〇	田中 慶秋君
二五七	古賀 一成君
二五八	高木 義明君
二六七	山元 勉君
二六八	坂上 富男君

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員	伊藤 達也君	補欠	畑 英次郎君
労働委員	畑 英次郎君	補欠	伊藤 達也君
辞任	白川 勝彦君	補欠	遠藤 利明君
辞任	遠藤 利明君	補欠	白川 勝彦君
科学技術委員	木村 隆秀君	補欠	砂田 圭佑君
辞任	杉山 憲夫君	補欠	今井 宏君

近藤 昭一君	桑原 豊君
今井 宏君	杉山 憲夫君
砂田 圭佑君	木村 隆秀君
桑原 豊君	近藤 昭一君

決算行政監視委員

辞任	補欠
粕谷 茂君	栗原 裕康君
熊谷 市雄君	田中 昭一君
滝 実君	奥山 茂彦君
三塚 博君	下村 博文君
山口 泰明君	大村 秀章君
田端 正広君	漆原 良夫君
村山 富市君	保坂 展人君
下村 博文君	吉田六左門君
田中 昭一君	石崎 岳君
吉田六左門君	中野 正志君
石崎 岳君	熊谷 市雄君
大村 秀章君	山口 泰明君
奥山 茂彦君	滝 実君
栗原 裕康君	粕谷 茂君
中野 正志君	三塚 博君
漆原 良夫君	田端 正広君
保坂 展人君	村山 富市君

一、昨二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任	補欠
稲葉 大和君	渡辺 博道君
中野 正志君	下村 博文君
下村 博文君	中野 正志君
渡辺 博道君	稲葉 大和君

農林水産委員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										</
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

行政改革に関する特別委員

辞任

補欠

岩永 峯一君	目片 信君
大野 松茂君	飯島 忠義君
小杉 隆君	倉成 正和君
池田 元久君	川内 博史君
上田 清司君	枝野 幸男君
田中 慶秋君	古賀 一成君
福島 豊君	西川 知雄君
石垣 一夫君	遠増 拓也君
佐々木洋平君	西村 眞悟君
平賀 高成君	児玉 健次君
枝野 幸男君	中川 正春君
川内 博史君	松本 惟子君
古賀 一成君	今田 保典君
今田 保典君	松崎 公昭君
松崎 公昭君	吉田 治君
吉田 治君	末松 義規君
飯島 忠義君	大野 松茂君
目片 信君	岩永 峯一君
末松 義規君	田中 慶秋君
中川 正春君	上田 清司君
松本 惟子君	池田 元久君
西川 知雄君	福島 豊君
遠増 拓也君	石垣 一夫君
西村 眞悟君	佐々木洋平君
児玉 健次君	平賀 高成君

一、昨二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任

補欠

熊谷 市雄君 奥山 茂彦君

上田 清司君 鍵田 節哉君
田中 慶秋君 土肥 隆一君
平野 博文君 中川 正春君
古川 元久君 海江田万里君
大口 善徳君 池坊 保子君
石垣 一夫君 鈴木 淑夫君
佐々木洋平君 青山 丘君
平賀 高成君 児玉 健次君
奥山 茂彦君 滝 実君
土肥 隆一君 桑原 豊君
児玉 健次君 佐々木恵昭君
滝 実君 下村 博文君
桑原 豊君 玉置 一弥君
坂井 隆憲君 石崎 岳君
下村 博文君 熊谷 市雄君
海江田万里君 古川 元久君
鍵田 節哉君 上田 清司君
玉置 一弥君 田中 慶秋君
中川 正春君 平野 博文君
池坊 保子君 大口 善徳君
青山 丘君 佐々木洋平君
鈴木 淑夫君 石垣 一夫君
佐々木恵昭君 平賀 高成君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理審査会委員
辞任 石井 一君 補欠 赤松 広隆君

(議案受領)

一、去る二十一日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案
一、昨二十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
被災者生活再建支援法案
(議案付託)

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)(参議院送付) 地方行政委員会 付託
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)(参議院送付) 法務委員会 付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)(参議院送付) 付託
郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案(内閣提出第六二号)(参議院送付) 付託
郵便振替法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号)(参議院送付) 付託
簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)(参議院送付) 付託

以上四件 通信委員会 付託
労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号) 労働委員会 付託
研究交流促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号) 科学技術委員会 付託

一、昨二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(条約第八号)

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(条約第九号)
航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)(参議院送付)

航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一二号)(参議院送付)
航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一三三号)(参議院送付)

航空業務に関する日本国とバレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一四号)(参議院送付)
以上六件 外務委員会 付託
種痘法案(内閣提出第八三三号) 農林水産委員会 付託

航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)
道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)
以上二件 運輸委員会 付託

一、昨二十三日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
被災者生活再建支援法案(清水達雄君外六名提出、参法第三三三号) 災害対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

農地法の一部を改正する法律案

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知)

一、去る二十一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

(予備的調査要請書送付)

一、昨二十三日、委員会に送付された予備的調査要請書は次のとおりである。

国鉄長期債務整理法案に関する予備的調査要請書(佐藤敬夫君外五十四名提出、平成十年衆予調第二号)

(答弁書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員石井郁子君提出芸術文化振興としての「演劇鑑賞教室・学校巡回公演」の充実に関する質問に対する答弁書

平成十年四月十三日提出
質問 第二四号

芸術文化振興としての「演劇鑑賞教室・学校巡回公演」の充実に関する質問主意書

提出者 石井 郁子

芸術文化振興としての「演劇鑑賞教室・学校巡回公演」の充実に関する質問主意書

今、日本の子どもたちは、豊かな感性を育て命

の大切さを知るといふ点で危機的状況にある。その一因として、情操教育、とりわけ学校現場で鑑賞教室や表現活動を重視してこなかったことが考えられる。演劇鑑賞教室・学校巡回公演は、一九六一年(昭和三十六年)に推進すべき活動として文部省にも認められ、最高時の九〇年度には、七九二二の三の小中学校で約四六〇万人の子どもたちが鑑賞をしている。学校は、日本の児童・青少年演劇を育てるとともに、すべての子どもたちが演劇をみることができるといふ場であった。

その一方で、児童青少年演劇に携わる演劇人の社会的経済的地位は、数ある芸能分野の中でも極めて低いものである。また、学校行事の過密化、少子化等のもので、演劇鑑賞教室・学校巡回公演(以下、鑑賞教室とする)の活動は困難さを増している。

子どもたちの豊かな成長、生きる力を育てるために、情操教育の一環として鑑賞教室の充実が必要と考える。この観点から、次の事項について質問する。

一 一九九〇年四月二十六日付で文部省教育助成局から各都道府県教育委員会宛に、「要保護及準保護児童生徒援助費補助金校外活動費(宿泊を伴わないもの)の事務処理について(通知)」が出された。これは、劇団等が実質自己負担をしてきた、要保護及準保護児童生徒の学校公演鑑賞費を、公的負担の対象として認める旨の事務連絡である。

1 この「通知」は、地方自治体、小中学校にどのように徹底され、活用されているか。また文部省は、現在この「通知」をどのように位置づけているか。

2 「通知」が学校の担当者に徹底されていないため、要保護及準保護児童の鑑賞費が劇団に支払われないケースが少なくない。不徹底の原因として、事務連絡は年度を過ぎると後任の担当者に引き継がれていかないという点があげられる。「通知」の内容を実行力あるものとするために、「通達」として改めて徹底するべきと考えるがいかがか。

二 現在、一般中小企業を含めた我が国の労働者の平均年収は、四七〇万円といわれている。しかし、児童青少年演劇に従事する専門演劇人は、日本児童青少年演劇劇団協議会(加盟七五劇団、観客数一千万人の調査によれば、経歴二〇年で平均年収二四〇万円である。消費税等の負担も加わり、このままではより豊かな芸術創造を保護することが著しく困難であり、その存続さえ危ぶまれる事態である。

一方、小中学校の鑑賞教室の鑑賞料金は、父母負担の軽減という立場から低廉におさえられている。加えて少子化によって劇団等の公演収入は深刻な影響を受けている。現在、いくつかの地方自治体でなんらかの補助金を支出し、鑑賞教室の充実ははかっているが、これはまだ一部である。

全国津々浦々、都市部や離島にかかわらず等しく鑑賞教室を実現・充実させるために、児童一人あたりいくら(一人五〇〇円を三才から一才の子どもに補助するとして一〇四億円程度)という国の補助を検討するときにきているのではないか。

三 学校五日制の実施により、多くの学校で学校行事の精選がもたらわれ、鑑賞教室の実施にも影響を与えている。授業数は減少しても、学習指導要領が変わらないことが大きな理由となっている。しかし、鑑賞教室や児童生徒の表現活動はますます必要となっていることは、教育関係者の共通の認識でもある。

九十七年に全国児童青少年演劇協議会関西ブロックと大阪市立こども文化センターが協力して行った全校生徒を対象としたアンケート調査によれば、大阪市では、学校外で自主的に演劇を鑑賞する機会がある子どもの割合は、わずか三%にすぎず、他の都道府県でも大差はないと思われる。演劇に関して言えば、学校で鑑賞教室を実施しない限り、ごく一部の子どもたちしか演劇に触れる機会がないということである。

学校の鑑賞教室ならびに芸術や情操教育に関わる行事が確保されるよう、文部省としても各方面への働きかけが必要と考えるがいかがか。また、新学習指導要領に鑑賞教室や児童生徒の表現活動を盛り込む必要があると考えるがいかがか。

右質問する。

内閣衆質一四二第二四号

平成十年四月二十一日

衆議院議長 伊藤 一郎 閣下

衆議院議員 石井 郁子 閣下

衆議院議員石井郁子君提出芸術文化振興としての「演劇鑑賞教室・学校巡回公演」の充実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員石井郁子君提出芸術文化振興と
しての「演劇鑑賞教室・学校巡回公演」の充
実に関する質問に対する答弁書

一について

「要保護及準要保護児童生徒援助費補助金校
外活動費(宿泊を伴わないもの)の事務処理につ
いて(通知)(平成二年四月二六日付け)は、各
都道府県の事務担当者に対し、学校行事として
行われる芸術鑑賞については学校内で行った場
合にもその経費を新たに要保護及準要保護児童
生徒援助費補助金における校外活動費(宿泊を
伴わないもの)の対象とする旨を事務的に連絡
したものである。

その後、文部省教育助成局長・体育局長名で
各都道府県教育委員会に対し毎年度発出する
「要保護及準要保護児童生徒援助費補助金の事
務処理について(通知)(平成二年九月三日付け
文教財第二号等)の中においても、学校行事
としての芸術鑑賞は学校内で行うものも前記校
外活動費の対象とする旨明記している。また、
毎年定期的に開催する担当者会議、研修会等の
様々な機会をとらえ、各都道府県及び市町村の
関係者に注意を喚起しているところである。

改めて校外活動費の事務処理のみに関する通
知を発出する考えはないが、前記局長通知及び
会議等を通じて、要保護及び準要保護児童生徒
に係る芸術鑑賞の見学料の取扱いに関する制度
の一層の周知を図ってまいりたい。

二について

文化庁においては、子供たちに優れた舞台芸
術を鑑賞する機会を提供するため、舞台芸術ふ
れあい教室等の事業を実施してきているところ

であり、これらの事業の実施に当たっては、毎
年、地方公共団体を通じて要望を聴取し、実施
地域等が偏らないよう配慮しているところであ
る。

なお、御指摘のような新たな補助制度を鑑賞
教室の充実のために設けることは困難であると
考えるが、今後とも、舞台芸術ふれあい教室等
の施策の充実を図ってまいりたい。

三について

学校における鑑賞教室並びに芸術及び情操教
育にかかわる行事は、現行学習指導要領におい
ては、特別活動の一つである学校行事等に位置
付けられる。学校行事は、各学校において、学
校や地域の実情に応じて、創意工夫を生かし、
その具体的な内容を計画し、実施することとさ
れている。このような学校行事の特質にかんが
み、各学校において、他の教育活動との関連も
考慮しつつ、適切に実施することが重要である
と考えている。

新学習指導要領については、現在、教育課程
審議会において、次の教育課程の基準の改善に
ついて検討しており、その結論を踏まえ改訂す
ることとしている。

(答弁通知書要領)

一、去る二十一日、内閣から、衆議院議員西村眞
悟君提出特許権侵害係争物件に対する公的補助
金支出に関する質問に対して、質問事項につい
て検討する必要がある、これに日時を要するた
め、平成十年四月三十日まで回答する旨の国
会法第七十五条第二項後段の規定による通知書
を受領した。

電気通信分野における規制の合理化のための
関係法律の整備等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十年三月十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

電気通信分野における規制の合理化のため
の関係法律の整備等に関する法律

(国際電信電話株式会社法の廃止)

第一条 国際電信電話株式会社法(昭和二十七年
法律第三百一号。以下「旧国際電電法」という。
は、廃止する。

(電気通信事業法の一部改正)

第二条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八
十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定試験機関及び指定認定機関」を
「指定試験機関等」に、「第一款 指定認定機関」を
「第六十八條 第七十二條」を「第二款 指定認
定機関(第六十八條 第七十二條の二)」に改める。

第六條に次の一項を加える。

4 第二種電気通信事業者(第二十二條第一項
の規定による届出をした者及び第二十四條第
一項の登録を受けた者をいう。以下この項に
おいて同じ。)は、その設置する電気通信設備
(伝送路設備を除く。以下この項において「第
二種電気通信事業用設備」という。)の在る地
点と利用者(電気通信事業者との間に電気通
信業務の提供を受ける契約を締結する一の者
であつて、電気通信事業者以外のものをい

う。以下この項において同じ。)の電気通信設
備の在る地点との間におけるその電気通信役
務の提供に用いる電気通信回線については、
当該第二種電気通信事業用設備を介して自ら
の電気通信業務の提供に用いる他の電気通信
事業者の電気通信回線に接続されることとな
るものであり、かつ、当該利用者が通常回線
(それらの地点の間において当該第二種電気
通信事業者が自らの電気通信業務の提供に用
いる他の電気通信事業者の電気通信回線をい
う。)の利用に代えて選択した場合に提供す
るものである限りにおいて、自ら設置した伝送
路設備をその電気通信業務の提供に用いるこ
とができる。

第十五條第一項中「を委託しよう」を「委託
(当該委託を受けた者が自己又は第三者の設置
する電気通信回線設備を用いてその委託された
業務を行うものに限る。)をしよう」に改める。

第二十一條第三項中「電気通信設備」を
「電気通信設備(専ら符号又は映像を伝送する
ためのものとして郵政省令で定めるものを除
く。以下「当該設備の規模が電気通信回線の収
容能力を基礎として政令で定める基準を超える
規模であるものを」と、当該電気通信設備が、自ら
の電気通信業務の提供に用いる他の電気通信事
業者の専用通信回線(利用者(電気通信事業者と
の間に電気通信業務の提供を受ける契約を締結
する者をいう。以下同じ。)が指定する区間にお
いて電気通信事業者が設定する電気通信回線
であつて、専ら当該利用者の用に供するものを
いう。)を介して公衆通信回線設備(第一種電気
通信事業者が設置する電気通信回線設備であつ

て、交換設備を含むものをいう。を相互に接続して電気通信役務を提供できるように構成されているものに改める。

第三十一条の見出しを「第一種電気通信事業者の料金」に改め、同条第一項中「第三項に規定する料金及び」を削り、「除くの下に」。以下この条において同じ」を加え、「郵政大臣の認可を受けなければ」を「郵政省令で定めるところにより、その実施前に、郵政大臣に届け出なければ」に改める。

第三十一条第二項及び第三項を次のように改める。

2 郵政大臣は、前項の規定により届け出た料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事実を照らして著しく不当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。

3 郵政大臣は、毎年少なくとも一回、郵政省令で定めるところにより、第三十八条の二第二項に規定する指定電気通信設備を設置する

第一種電気通信事業者が当該指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして郵政省令で定めるもの(以下「特定電気通信役務」という。)に関する料金について、郵政省令で定める特定電気通信役務の種類(第九条第二項

第二号に規定する郵政省令で定める区分を更に細分した区分による電気通信役務の種類及び態様の別をいう。以下この項において同じ。)に、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると認められる水準の料金を料金指数(電気通信役務の種類ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に郵政省令で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。)により定め、その料金指数(以下「基準料金指数」という。)を、その適用の日の郵政省令で定める日数前までに、当該第一種電気通信事業者に通知しなければならない。

第三十一条第六項及び第七項を削り、同条第五項中「認可を受け又は第三項の規定により届け出た」を「届け出た電気通信役務の料金又は第四項の規定により認可を受けた」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「認可を受け

るべき料金又は前項を「届け出るべき料金又は第四項に、「届け出るべき」を「認可を受けるべき」に、「認可を受け又は前項を「届け出た料金又は第四項に、「届け出た」を「認可を受けた」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

4 第三十八条の二第二項に規定する指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後の料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第一項の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けなければならない。

5 郵政大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、前項の認可をしなければならない。

6 郵政大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通

信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。

7 前三項の規定は、第三十八条の二第二項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を用いて提供される電気通信役務に関する料金については、当該指定の日から六月間は、適用しない。

8 第三十八条の二第二項に規定する指定電気通信設備であつた電気通信設備を設置している第一種電気通信事業者が当該電気通信設備を用いて提供する電気通信役務に関する料金であつて同条第一項の規定による指定の解除の際現に第四項の規定により認可を受けているものは、第一項の規定により届け出た料金とみなす。

第三十一条の二を第三十一条の四とし、第三十一条の次に次の二条を加える。

(通信量等の記録)

第三十一条の二 第三十八条の二第二項に規定する指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める方法により、その提供する特定電気通信役務の通信量、回線数等を記録しておかなければならない。

(特別第一種電気通信事業者の料金)

第三十一条の三 特別第二種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金(郵政省令で定めるものを除く。)を定め、その実施前に、

郵政大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 第三十一条第九項及び第十項の規定は、特別第二種電気通信事業者による電気通信業務の料金について準用する。この場合において、同条第九項中「第三十九条の三第二項の認可を受けた契約により一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者(以下この節において「第一種電気通信事業者」という。)に電気通信業務を提供する場合並びに次項」とあるのは、「次項」と読み替えるものとする。

第三十二条第一項中「認可を受け若しくは同条第三項の規定により届け出たを」届け出た料金若しくは同条第四項の規定により認可を受けたに、「同条第六項」を「第三十一条の三第一項」に改め、同条第二項中「第八項」を「第三十一条の三第一項」に改める。

第三十六条第一項中「第三十一条第一項の認可を受けた料金又は第三十一条の二第一項」を「第三十一条の四第一項」に改め、「当該料金又は」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第三十九条の三第二項中「第三十一条の二第一項」を「第三十一条の四第一項」に、「認可を受けた料金、同条第三項の規定により届け出た」を「届け出た料金、同条第四項の規定により認可を受けたに」に改める。

可を受けたに改める。

第五十条第三項中「技術基準適合認定を受けた端末機器以外の端末機器には、前項(第七十二条)において準用する場合を含む。」を「何人も、前項(第七十二条)又は第七十二条の三第五項において準用する場合を含む。」又は第五十条の四第五項(第七十二条の三第三項又は第七十二条の三第八項において準用する場合を含む。)の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において端末機器にこれらに、「これ」を「これら」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 郵政大臣は、前項の申請があつた場合には、郵政省令で定めるところにより審査を行い、当該申請に係る端末機器が前条第一項の郵政省令で定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合認定を行うものとする。

3 前項の審査は、第一項の申請が、当該申請に係る端末機器について次条第一項又は第五十条の三第一項の認定を受けた者が郵政省令で定めるところにより行つた当該認定に係る試験の結果を記載した書類を添えてなされたものであるときは、その一部を省略することができる。

第五十条の次に次の三条を加える。

(事業者の試験能力の認定)

第五十条の二 端末機器の試験の事業を行う者は、郵政省令で定める区分ごとに、郵政大臣に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

一 端末機器の試験の能力が郵政省令で定める技術上の基準を満たすものであること。
二 郵政省令で定める測定器その他の設備であつて、郵政省令で定める校正を受けたものを使用して端末機器の試験を行うものであること。

三 端末機器の試験を適正に行うのに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

2 郵政大臣は、前項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 前項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

二 不正な手段により前項の認定を受けたとき。

3 前二項に規定するもののほか、第一項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、郵政省令で定める。

(外国事業者の試験能力の認定)

第五十条の三 外国において端末機器の試験の事業を行う者は、前条第一項の郵政省令で定める区分ごとに、郵政大臣に申請して、その

事業が同項各号に適合している旨の認定を受けることができる。

2 郵政大臣は、前項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 前条第一項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

二 不正な手段により前項の認定を受けたとき。

三 郵政大臣が第九十二条第五項において準用する同条第二項の規定により前項の認定を受けた者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四 郵政大臣が第九十二条第五項において準用する同条第二項の規定によりその職員に前項の認定を受けた者の事務所又は事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

3 前二項に規定するもののほか、第一項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、郵政省令で定める。

(端末機器の設計についての認証)

第五十条の四 郵政大臣は、申請により、端末機器を、第四十九条第一項の郵政省令で定める技術基準に適合するものとして、その設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む)

む。第五項、第七十二條の二第一項及び第七十二條の三第六項において同じ。について認証する。

2 前項の認証の申請は、外国において本邦内で使用されることとなる端末機器を取り扱うことを業とする者(以下「外国取扱業者」という。)も行うことができる。

3 郵政大臣は、第一項の申請があつた場合には、郵政省令で定めるところにより審査を行い、当該申請に係る設計が第四十九條第一項の郵政省令で定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該設計に基づく端末機器のいずれかが当該設計に合致するものとなることを確保することができると認めるときに限り、第一項の認証を行うものとする。

4 前項の審査は、第一項の申請が、当該申請に係る設計に基づく端末機器について第五十條の二第一項又は前条第一項の認定を受けた者が郵政省令で定めるところにより行つた当該認定に係る試験の結果を記載した書類を添えてなされたものであるときは、その一部を省略することができる。

5 第一項の認証に係る設計に基づく端末機器であつて、当該認証を受けた者により郵政省令で定める表示が付されているものは、技術基準適合認定を受けた端末機器とみなす。

6 郵政大臣は、第一項の認証に係る設計が第四十九條第一項の郵政省令で定める技術基準

に適合しなくなり、又は当該設計に基づく端末機器のいずれかが当該設計に合致するものとなることを確保することができなくなつたと認めるときは、その認証を取り消すことができる。

7 前項の規定によるほか、郵政大臣は、第一項の認証を受けた外国取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

一 郵政大臣が第九十二條第三項の規定により当該外国取扱業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

二 郵政大臣が第九十二條第三項の規定によりその職員に当該外国取扱業者の事務所又は事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

第五十一條第一項中「除き、」の下に「第一種電気通信事業者の電気通信回線設備に」ときは、この下に「当該」を加える。

第二章第五節の節名を次のように改める。

第五節 指定試験機関等

第七十二條中「第五十條第二項及び」を「第五十條第二項から第四項までの規定は前条第一項の指定認定機関が行う技術基準適合認定に、」に、「指定認定機関」を「指定認定機関」に改め、「この場合において」の下に、「第五十條第

二項及び第四項中「郵政大臣」とあるのは「指定認定機関」と、同条第二項中「前項の申請」とあるのは「技術基準適合認定を受けようとする者から申請」と、同条第三項中「第一項の申請」とあるのは「同項の申請」とを加える。

第二章第五節中第七十二條の次に次の一条及び一款を加える。

(端末機器の設計についての認証)

第七十二條の二 指定認定機関は、申請により、端末機器を、第四十九條第一項の郵政省令で定める技術基準に適合するものとして、その設計について認証することができる。

2 指定認定機関が前項の認証の業務を行う場合における第六十八條第三項、第七十一條及び前条の規定の適用については、第六十八條第三項中「技術基準適合認定」とあるのは「技術基準適合認定及び第七十二條の二第一項の認証」と、第七十一條中「技術基準適合認定」とあるのは「技術基準適合認定又は第七十二條の二第一項の認証」と、前条中の「業務」とあるのは「業務及び第七十二條の二第一項の認証の業務」と、「技術基準適合認定」とあるのは「技術基準適合認定又は第七十二條の二第一項の認証」とする。

3 第五十條の四第二項から第五項までの規定は指定認定機関が行う第一項の認証に、同条第六項及び第七項の規定は郵政大臣が行う第一項の認証の取消しに準用する。この場合に

において、同条第三項中「郵政大臣は、第一項」とあるのは「指定認定機関は、第七十二條の二第一項」と、同条第四項中「第一項の申請」とあるのは「第七十二條の二第一項の申請」と読み替えるものとする。

第三款 承認認定機関 (承認認定機関の承認等)

第七十二條の三 郵政大臣は、外国の法令に基づく端末機器の検査に関する制度で技術基準適合認定の制度に類するものに基づいて端末機器の検査、試験等を行う者であつて、当該外国において、外国取扱業者が取り扱う本邦内で使用されることとなる端末機器について第四十九條第一項の郵政省令で定める技術基準に適合していることの認定を行おうとするものから申請があつたときは、第六十八條第二項の郵政省令で定める区分ごとに、これを承認することができる。

2 前項の規定による承認を受けた者(以下「承認認定機関」という。)が行つた同項の認定を受けた端末機器は、技術基準適合認定を受けた端末機器とみなす。

3 承認認定機関は、第一項の認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

4 郵政大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

5 第五十条第二項から第四項までの規定は承認認定機関が行う第一項の認定に、第五十七

条第二項(第一号及び第四号を除く。)、第六十九條第一項(第四号を除く。)、及び第七十條第一項の規定は郵政大臣が行う第一項の規定による承認に、第六十一条、第六十三條、第六十四條、第七十條第二項及び第三項並びに第七十一条の規定は承認認定機関に準用する。この場合において、第五十条第二項及び第四項中「郵政大臣」とあるのは「承認認定機関」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第七十二条の三第一項の認定を受けようとする者から」と、同条第三項中「第一項の申請」とあるのは「同項の申請」と、第五十七條第二項及び第六十九條第一項中「前条第二項」とあるのは「第七十二条の三第一項」と、第五十七條第二項中「指定試験機関」とあるのは「承認認定機関」と、同条第三号中「第六十六條第一項又は第二項」とあるのは「第七十二条の四第一項又は第二項」と、第六十一条中「試験事務」とあるのは「第七十二条の三第一項の認定の業務」と、「試験事務規程」とあるのは「業務規程」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、第六十三條中「試験事務」とあるのは「第七十二条の三第一項の認定」と、第六十四條中「試験事務に關し監督上必要な命令」とあるのは「第七十二条の三第一項の認定の業務に關し必要な請求」と、第六十九條第一項及び

第七十条第一項中「指定認定機関」とあるのは

「承認認定機関」と、第六十九條第一項、第七十條第一項及び第二項並びに第七十一条中「技術基準適合認定」とあるのは「第七十二条の三第一項の認定」と、同条第二項中「備える者(以下「認定員」という。)」とあるのは「備える者」と読み替えるものとする。

6 承認認定機関は、外国取扱業者の申請により、本邦内で使用されることとなる端末機器を、第四十九條第一項の郵政省令で定める技術基準に適合するものとして、その設計について認定することができる。

7 承認認定機関が前項の認定の業務を行う場合における第三項及び第五項の規定の適用については、第三項中「認定の」とあるのは「認定の業務及び第六項の認定の」と、第五項中「業務の」とあるのは「業務及び同条第六項の認定の業務の」と、「試験事務」とあるのは「第七十二条の三第一項の認定」とあるのは「試験事務」とあるのは「第七十二条の三第一項の認定又は同条第六項の認定」と、「の業務に關し」とあるのは「の業務及び同条第六項の認定の業務に關し」と、「第二項並びに第七十一条」とあるのは「第二項」と、「認定」と、同条第二項とあるのは「認定」と、第七十一条中「技術基準適合認定」とあるのは「第七十二条の三第一項の認定又は同条第六項の認定」と、同条第二項とする。

8 第五十条の四第三項から第五項までの規定

は承認認定機関が行う第六項の認定に、同条第六項及び第七項の規定は郵政大臣が行う第六項の認定の取消しに準用する。この場合において、同条第三項中「郵政大臣は、第一項」とあるのは「承認認定機関は、第七十二条の三第六項」と、同条第四項中「第一項の申請」とあるのは「第七十二条の三第六項の申請」と読み替えるものとする。

(承認の取消し)

第七十二条の四 郵政大臣は、承認認定機関が前条第一項に規定する外国における資格を失つたとき又は同条第五項において準用する第五十七條第二項第二号若しくは第四号(口を除く。)に該当するに至つたときは、その承認を取り消さなければならない。

2 郵政大臣は、承認認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 前条第三項の規定又は同条第五項において準用する第六十一条第一項、第六十三條、第七十條第二項若しくは第七十一条の規定に違反したとき。
- 二 前条第五項において準用する第六十一条第一項の規定による認可を受けた業務規程によらないで業務を行つたとき。
- 三 前条第五項において準用する第六十一条第二項又は第六十四條の規定による請求に

応じなかつたとき。

四 前条第五項において準用する第六十九條第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

五 不正な手段により承認を受けたとき。

六 郵政大臣が第九十二条第五項において準用する同条第四項の規定により承認認定機関に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

七 郵政大臣が第九十二条第五項において準用する同条第四項の規定によりその職員に承認認定機関の事務所又は事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

3 郵政大臣は、前二項の規定により承認を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第八十八條中「船舶は、」の下に「第一種電気通信事業者の」を加える。

第九十二条第四項中「第一項及び第二項を」第一項の規定又は第二項から第四項まで(それぞれ第五項において準用する場合を含む。))に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項を」第一項の規定又は第二項から第四項まで(それぞれ前項において準用する場合を含む。))に改め、同項を同条第六項とし、同条

第二項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定は第五十条の第三項の認定を受けた者について、第三項の規定は第七十二条の第三項の認定を受けた者について、前項の規定は承認認定機関について、それぞれ準用する。

第九十二条第一項の次に次の二項を加える。

2 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第五十条の第二項の認定を受けた者に対し、その認定に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、その設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第五十条の四第一項又は第七十二条の二第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る端末機器に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該端末機器その他の物件を検査させることができる。

三 第三十一条第二項又は第六項の規定による命令
四 第三十一条第三項の規定による郵政省令の制定、変更又は廃止

第九十四条第十九号を同条第二十一号とし、同条第七号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第三十一条の二第三項」を「第三十一条の四第三項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「第三十一条の二第一項」を「第三十一条の四第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同号の前に次の二号を加える。

五 第三十一条第三項の規定による基準料金
指数の設定

六 第三十一条第四項の規定による特定電気
通信業務に関する料金に関する認可

第九十五条第一項中「郵政大臣は」の下に「第三十一条第二項若しくは第六項を加え、同条第三項中「第二十八条第一項」の下に「第三十一条第二項若しくは第六項を加える。第九十六条の次に次の一条を加える。

(意見の申出)

第九十六条の二 電気通信事業者の電気通信業務に関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者の業務の方法に関し苦情その他の意見のある者は、郵政大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる。

2 郵政大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。
第九十八条第一項中「技術基準適合認定を受

けようとする者」の下に、「第五十条の二第一項若しくは第五十条の三第一項の認定を受けようとする者、第五十条の四第一項若しくは第七十二条の二第一項の認定を受けようとする者」を加え、同条第二項中「技術基準適合認定を受けようとする者」の下に「又は第七十二条の二第一項の認定を受けようとする者」を加える。

第七十七条第三号中「第三十一条第四項又は第三十一条の二第四項」を「第三十一条第九項又は第三十一条の四第四項」に改め、同条第四号中「第三十六条」を「第三十一条第二項若しくは第六項、第三十六条」に改める。

第八十条第三号中「第三十一条第七項」を「第三十一条の三第二項」に、「同条第四項又は第三十一条の二第六項」を「第三十一条第九項又は第三十一条の四第六項」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 第五十条第五項の規定に違反して表示を付した者

第九十九条を次のように改める。
第九十九条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条の二の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

二 第九十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした電気通信事業者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した第一種電気通信事業

者若しくは特別第二種電気通信事業者の役員若しくは職員
三 第九十二条第二項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第九十二条第三号中「第九十二条第二項」を「第九十二条第四項」に改め、「立入り若しくは」を削る。

附則第五条第一項中「国際電通のみ」を「電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第 号)第一条の規定による廃止前の国際電信電話株式会社法(昭和二十七年法律第三百一十号)により設立された国際電信電話株式会社(当該法人が合併により消滅したときは、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人。以下この条において単に「国際電信電話株式会社」という。)のみに、「国際電通」を「国際電信電話株式会社」に改め、同条第二項中「国際電通」を「国際電信電話株式会社」に改める。
(電波法の一部改正)
第三条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八條の十五」を「第三十八條の十八」に改める。
第四條第二号中「ワット」を「ワット」に改め、同条第三号中「ワット」を「ワット」に、「次条第

一項を「次条」に、「受信するもの」を「受信する機能その他郵政省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができもの」に改める。

第四条の二の見出し中「指定等」を「指定」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十条第二項及び第十八条第二項中「第二十四条の二第一項の下に」又は「第二十四条の九第一項を加える」。

第二十四条の八の次に次の一条を加える。
(外国事業者の点検能力の認定等)

第二十四条の九 外国において無線設備等の点検の事業を行う者は、第二十四条の二第一項の郵政省令で定める区分ごとに、郵政大臣に申請して、その事業が同項各号に適合している旨の認定を受けることができる。

2 第二十四条の三第一項の規定は前項の認定について、同条第二項及び第二十四条の五から前条までの規定は前項の認定を受けた者(以下「認定外国点検事業者」という。)について準用する。

3 郵政大臣は、認定外国点検事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第二十四条の二第一項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 不正な手段により第一項の認定を受けたとき。

三 前項において準用する第二十四条の五第二項の規定による届出をしなかつたとき。

四 郵政大臣が前項において準用する前条第一項の規定により認定外国点検事業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 郵政大臣が前項において準用する前条第一項の規定によりその職員に認定外国点検事業者の事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、郵政省令で定める。

第三十八条の二中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」第三十八条の十七第五項において準用する場合を含む。又は第三十八条の十六第五項(第三十八条の十七第八項において準用する場合を含む。に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「技術基準適合証明を受けた特定無線設備以外の無線設備には、前項を」何人も、前項(第三十八条の十七第五項において準用する場合を含む。又は第三十八条の十六第五項(第三十八条の十七第八項において準用する場合を含む。の規定により表示を付する場合を除く。は、国内において無線設備にこれらに、「これ」を「これら」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の審査は、同項の申請が、当該申請に係る特定無線設備について第二十四条の二第一項又は第二十四条の九第一項の認定を受けた者が郵政省令で定めるところにより行つた当該認定に係る点検の結果を記載した書類を添えてなされたものであるときは、その一部を省略することができる。

第三章の二中第三十八条の十五の次に次の三条を加える。

(特定無線設備の工事設計についての認定)
第三十八条の十六 郵政大臣又は指定証明機関は、申請により、特定無線設備を、前章に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計(当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。第五項及び次条第六項において同じ。)について認定する。

2 前項の認定の申請は、外国において本邦内で使用されることとなる特定無線設備を取り扱うことを業とする者(以下「外国取扱業者」という。)も行うことができる。

3 郵政大臣又は指定証明機関は、第一項の申請があつた場合には、郵政省令で定めるところにより審査を行い、当該申請に係る工事設計が前章に定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該工事設計に基づく特定無線設備のいずれかが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができるものと認めるときに限り、同項の認定を行うものとする。

4 前項の審査は、第一項の申請が、当該申請に係る工事設計に基づく特定無線設備について第二十四条の二第一項又は第二十四条の九第一項の認定を受けた者が郵政省令で定めるところにより行つた当該認定に係る点検の結果を記載した書類を添えてなされたものであるときは、その一部を省略することができる。

5 第一項の認定に係る工事設計に基づく特定無線設備であつて、当該認定を受けた者により郵政省令で定める表示が付されているものは、技術基準適合証明を受けた特定無線設備とみなす。

6 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る特定無線設備に関し報告をさせ、又はその職員に、その者の事業所に立ち入り、当該特定無線設備その他の物件を検査させることができる。

7 郵政大臣は、第一項の認定に係る工事設計が前章に定める技術基準に適合しなくなり、又は当該工事設計に基づく特定無線設備のい

ずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができなくなつたと認めるときは、その認証を取り消すことができる。

8 前項の規定によるほか、郵政大臣は、第一項の認証を受けた外国取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

一 郵政大臣が第六項の規定により当該外国取扱業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

二 郵政大臣が第六項の規定によりその職員に当該外国取扱業者の事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

9 指定証明機関が第一項の認証の業務を行う場合における第三十八条の二第三項、第三十八条の五、第三十八条の七、第三十八条の八、第三十八条の十、第三十八条の十一、第三十八条の十二第一項、第三十八条の十三第一項、第三十八条の十四第二項及び第三項並びに第三十八条の十五の規定の適用については、第三十八条の二第三項中「技術基準適合証明」とあるのは「技術基準適合証明及び第三十八条の十六第一項の認証」と、第三十八条の五及び第三十八条の十中「技術基準適合証明

明」とあるのは「技術基準適合証明又は第三十八条の十六第一項の認証」と、第三十八条の七、第三十八条の八、第三十八条の十一、第三十八条の十二、第三十八条の十三第一項並びに第三十八条の十四第二項及び第三項中「技術基準適合証明の業務」とあるのは「技術基準適合証明の業務及び第三十八条の十六第一項の認証の業務」と、第三十八条の十五中「技術基準適合証明の業務」とあるのは「技術基準適合証明の業務及び次条第一項の認証の業務」とする。

10 第三十八条の十二第二項及び第三項の規定は、第六項の規定による立入検査に準用する。

(承認証明機関)

第三十八条の十七 郵政大臣は、外国の法令に基づき無線局の検査に関する制度で技術基準適合証明の制度に類するものに基づいて無線設備の検査、試験等を行う者であつて、当該外国において、外国取扱業者が取り扱う本邦内で使用されることとなる特定無線設備について前章に定める技術基準に適合していることの証明を行おうとするものから申請があつたときは、第三十八条の二第二項の郵政省令で定める区分ごとに、これを承認することができる。

2 前項の規定による承認を受けた者(以下「承認証明機関」という。)が行つた同項の証明を

受けた特定無線設備は、技術基準適合証明を受けた特定無線設備とみなす。

3 承認証明機関は、第一項の証明の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

4 郵政大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

5 第三十八条の二第四項から第六項までの規定は承認証明機関が行う第一項の証明に、第三十八条の三(第一項第四号並びに第二項第一号及び第四号を除く。)及び第三十八条の四第一項の規定は郵政大臣が行う第一項の規定による承認に、同条第二項及び第三項、第三十八条の五、第三十八条の八並びに第三十八条の十から第三十八条の十二までの規定は承認証明機関に準用する。この場合において、第三十八条の二第四項及び第六項中「郵政大臣又は指定証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、第三十八条の三中「前条第二項」とあるのは「第三十八条の十七第一項」と、「第三十八条の十四第一項又は第二項」とあるのは「第三十八条の十八第一項又は第二項」と、同条及び第三十八条の四第一項中「指定証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、第三十八条の三第一項、第三十八条の四第一項及び第二項、第三十八条の五、第三十八条の

八、第三十八条の十、第三十八条の十一並びに第三十八条の十二第一項中「技術基準適合証明」とあるのは「第三十八条の十七第一項の証明」と、第三十八条の五第二項中「備える者(以下「証明員」という。）」とあるのは「備える者」と、第三十八条の八第二項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八条の十一中「監督上必要な命令」とあるのは「必要な請求」と読み替へるものとする。

6 承認証明機関は、外国取扱業者の申請により、本邦内で使用されることとなる特定無線設備を、前章に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計について認証することができる。

7 承認証明機関が前項の認証の業務を行う場合における第三項及び第五項の規定の適用については、第三項中「証明」とあるのは「証明の業務及び第六項の認証」と、第五項中「第三十八条の四第一項及び第二項」とあるのは「並びに第三十八条の四第一項及び第二項中「技術基準適合証明」とあるのは「第三十八条の十七第一項の証明」と」と、「第三十八条の八、第三十八条の十、第三十八条の十一並びに第三十八条の十二第一項」とあるのは「及び第三十八条の十」と、「の証明」とあるのは「の証明又は同条第六項の認証」と、「第三十八条の八第二項」とあるのは「第三十八条の八、第三十八条の十一及び第三十八条

の十二第一項中「技術基準適合証明」とあるのは「第三十八条の十七第一項の証明の業務及び同条第六項の認証」と、第三十八条の八第二項とする。

8 前条第三項から第五項までの規定は承認証明機関が行う第六項の認証に、同条第六項の規定は郵政大臣が行う第六項の認証に係る特定無線設備に関する報告の徴収及び立入検査に、同条第七項及び第八項の規定は郵政大臣が行う第六項の認証の取消しに準用する。この場合において、同条第三項中「郵政大臣又は指定証明機関は、第一項とあるのは、承認証明機関は、次条第六項」と、同条第四項中「第一項の申請」とあるのは「次条第六項の申請」と読み替えるものとする。

(承認の取消し)
第三十八条の十八 郵政大臣は、承認証明機関が前条第一項に規定する外国における資格を失ったとき又は同条第五項において準用する第三十八条の三第二項第二号若しくは第四号(口を除く。)に該当するに至つたときは、その承認を取り消さなければならない。

2 郵政大臣は、承認証明機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第三項の規定又は同条第五項において準用する第三十八条の四第二項、第三十八条の五、第三十八条の八第一項若しくは

第三十八条の十の規定に違反したとき。

二 前条第五項において準用する第三十八条の三第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三 前条第五項において準用する第三十八条の八第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで業務を行つたとき。

四 前条第五項において準用する第三十八条の八第二項又は第三十八条の十一の規定による請求に応じなかつたとき。

五 不正な手段により承認を受けたとき。

六 郵政大臣が前条第五項において準用する第三十八条の十二第一項の規定により承認証明機関に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

七 郵政大臣が前条第五項において準用する第三十八条の十二第一項の規定によりその職員に承認証明機関の事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

3 郵政大臣は、前二項の規定により承認を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第七十三条第三項中「第二十四条の二第二項」の下に「又は第二十四条の九第一項」を加える。
第九十九条の三第三項第一号中「禁」を「禁

錮」に改め、同項第三号中「その他電気通信の事業を営む者」を、「電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四条の二第二項」を「第四条の二」に改め、「第三十八条の五第二項」の下に「第三十八条の十七第五項及び」を加える。

第二百二条第一項中第十六号を第十八号とし、第八号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第三十八条の十六第一項の規定による認証(指定証明機関が行うものを除く。)を申請する者

第二百二条第一項中第十六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十四条の九第一項の規定による認定を申請する者

第二百二条第一号を削り、同条第二号中「第三十八条の二第六項又は第七項」を「第三十八条の二第七項又は第八項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百二条第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十八条の十六第六項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三中電波法第九十九条の三の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 公布の日
二 第一条の規定、第二中電氣通信事業法附則第五條の改正規定並びに附則第四條、第七條、第九條及び第十一條から第十六條までの規定 公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二中電氣通信事業法目次の改正規定、同法第五十條の改正規定、同条の次に三條を加える改正規定、同法第一章第五節の節名の改正規定、同法第七十一條の改正規定、同条の次に一條及び一款を加える改正規定、同法第九十二條及び第九十八條の改正規定、同法第九十八條の改正規定(第四号に係る部分に限る。)、同法第九十九條の改正規定(第三号に係る部分に限る。)、並びに同法第一百十條の改正規定並びに第三中電波法目次の改正規定、同法第十條及び第十八條の改正規定、同法第二

十四条の八の次に一条を加える改正規定、同法第三十八条の二の改正規定、同法第三十八条の十五の次に三条を加える改正規定、同法第七十三条の改正規定、同法第九十九条の十一の改正規定(第三十八条の五第二項(の下に「第三十八条の十七第五項及び」を加える部分に限る。)、同法第百三条の改正規定、同法第百十二條の改正規定(第三十八条の二第六項又は第七項を「第三十八条の二第七項又は第八項」に改める部分に限る。)、同法第百十三條の改正規定並びに附則第八條の規定、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日

(定款の変更)

第二条 旧国際電信法により設立された国際電信電話株式会社(附則第四条において「会社」という。)、前条第二号に掲げる規定の施行の日前に、同号に掲げる規定の施行の日から効力を生ずる定款の変更の決議を行うことができる。
2 前項の決議については、旧国際電信法第十一条第一項の規定は、適用しない。

(審議会への諮問)

第三条 郵政大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。前においても、第二条の規定による改正後の電気通信事業法(以下「新電気通信事業法」という。))第三十一條第三項の規定による郵政省令の制定又は同項の規定による基準料金指数の設定のために、新電気通信事業法第

九十四條の政令で定める審議会に諮問することができる。

2 郵政大臣は、施行日又は附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、それぞれ第三条の規定による改正後の電波法(以下「新電波法」という。))第四条第三号の規定による機能等を定める郵政省令又は新電波法第三十八條の十七第五項において準用する新電波法第三十八條の五第二項の規定による郵政省令の制定のために、電波監理審議会に諮問することができる。(旧国際電信法の廃止に伴う経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に会社が発行した債券及び利札並びにこれらを失った者に交付するために同号に掲げる規定の施行後に会社が発行する債券及び利札については、旧国際電信法第七條の規定は、同号に掲げる規定の施行後も、なおその効力を有する。

(電気通信事業法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の電気通信事業法(以下「旧電気通信事業法」という。))第二十二條第一項の規定による届出をして第二種電気通信事業を営んでいる者であつて当該第二種電気通信事業が新電気通信事業法第二十一條第三項に規定する特別第二種電気通信事業(本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する第一種電気通信事業を除く。次項において「新国内特別第二種電気通信事業」という。))に該

当するものは、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新電気通信事業法第二十四条第一項の登録を受けないで、当該第二種電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第二十四条第一項の登録を受けて第二種電気通信事業を営んでいる者(本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業を営む者を除く。))であつて、当該第二種電気通信事業が新国内特別第二種電気通信事業に該当しないものは、施行日に新電気通信事業法第二十二條第一項の届出をしたものとみなす。

第六条 施行日前に旧電気通信事業法第三十一條第一項の規定により認可を受けている料金及び旧電気通信事業法第三十一條第三項の規定により届け出ている料金は、新電気通信事業法第三十一條第一項の規定により届け出た料金とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧電気通信事業法第三十一條第一項の規定による料金の認可の申請は、新電気通信事業法第三十一條第一項の規定によりした届出とみなす。

3 この法律の施行の際現に新電気通信事業法第

三十八條の二第二項に規定する指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が当該指定電気通信設備を用いて提供する電気通信業務であつて新電気通信事業法第三十一條第三項の郵政省令で定めるものに関する料金については、同項に規定する基準料金指数が適用されるまでの間は、前二項及び新電気通信事業法(新電気通信事業法第三十一條第三項を除く。))の規定は適用せず、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる料金については、第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、第一項中「施行日前」とあるのは「第三項に規定する基準料金指数の適用の日前」と、「旧電気通信事業法」とあるのは「第三項の規定によりその例によることとされる旧電気通信事業法」と、第二項中「この法律の施行」とあるのは「次項に規定する基準料金指数の適用」と、「旧電気通信事業法」とあるのは「次項の規定によりその例によることとされる旧電気通信事業法」と読み替へるものとする。

5 新電気通信事業法附則第五条第一項の電報の取扱いの役割に関する料金については、同項の規定により日本電報及び国際電信電話株式会社のみが同項の電報の事業を行うことができる間は、新電気通信事業法の規定は適用せず、旧電気通信事業法の規定はなお効力を有する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七條 この法律の各改正規定の施行前にした行為並びに附則第五條第一項及び前條第三項の規定により従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第八條 政府は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行後十年を目途として、新電気通信事業法第五十條の二、第五十條の三、第七十二條の三及び第七十二條の四の規定並びに新電波法第二十四條の九、第三十八條の十七及び第三十八條の十八の規定の施行状況について検討を加え、それぞれ電気通信の規律及び電波監理の観点から必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正)
第九條 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則中第九條を第八條とし、第十條から第二十八條までを削り、第二十九條を第九條とする。

別表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。
(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第十條 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締

りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「電気通信事業法第三十一條第一項の認可を受けて定める料金」を「電気通信事業法第三十一條第一項の規定により届け出た料金(同条第四項の規定により認可を受けるべき料金にあつては、当該認可を受けた料金)」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第十一條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二條中、「國際電信電話株式会社を削り、委託された業務」の下に「及び電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)附則第五條第一項に規定する國際電信電話株式会社から郵政省に委託された電報の取扱ひに関する業務」を加える。

(郵便法の一部改正)

第十二條 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中、「國際電信電話株式会社」を削り、「業務」の下に「及び郵政省が電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)附則第五條第一項に規定する國際電信電話株式会社から委託された電報の取扱ひに関する業務」を加える。

(郵便為替法の一部改正)

第十三條 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「又は國際電信電話株式会社を削り、委託された業務」の下に「及び電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)附則第五條第一項に規定する國際電信電話株式会社から委託された電報の取扱ひに関する業務」を加える。

第十八條中「又は國際電信電話株式会社を削り、委託された業務」の下に「及び電気通信事業法附則第五條第一項に規定する國際電信電話株式会社から委託された電報の取扱ひに関する業務」を加える。

(日本電信電話株式会社法の一部改正)
第十四條 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第三項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)第十六條、第十八條及び第三十七條の三

附則第二十六條を次のように改める。

第二十六條 削除

(国営企業労働関係法の一部改正)

第十五條 国営企業労働関係法(昭和二十三年法

律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号イ中、「國際電信電話株式会社」を削り、「委託された業務」の下に「並びに電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)附則第五條第一項に規定する國際電信電話株式会社から委託された電報の取扱ひに関する業務」を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

第十六條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第二号中、「國際電信電話株式会社」を削り、「委託された業務」の下に「及び電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)附則第五條第一項に規定する國際電信電話株式会社から委託された電報の取扱ひに関する業務」を加える。

第四條第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 電気通信事業法附則第五條第二項の規定に基づき委託された電報の取扱ひに関する事務を処理すること。

第四條第四十二号中「日本電信電話株式会社、國際電信電話株式会社」を「第三十一号の二に掲げるもののほか、日本電信電話株式会社」に改め、同条第四十三号中「國際電信電話株式会社」を削る。

理 由

民間活動に係る規制がもたらす負担の軽減及び行政事務の合理化を図るため、国際電信電話株式会社法を廃止するほか、電気通信事業法及び電波法について、第一種電気通信事業者の提供する役務に関する料金の規制を原則として届出制とするとともに、無線設備の技術基準適合証明制度等における民間能力の一層の活用を図る等の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、民間活動に係る規制がもたらす負担の軽減及び行政事務の合理化を図るため、国際電信電話株式会社法を廃止するほか、電気通信事業法及び電波法について、第一種電気通信事業者の提供する役務に関する料金の規制を原則として届出制とするともに、無線設備の技術基準適合証明制度等における民間能力の一層の活用を図る等の改正を行うものである。その要旨は次のとおりである。

1 国際電信電話株式会社法の廃止
国際電信電話株式会社法は、廃止することとする。

2 電気通信事業法の一部改正

(一) 第二種電気通信事業者は、その設置する電気通信設備を介して他の電気通信事業者の電気通信回線に接続されるものであり、かつ、利用者が選択した場合に提供されるものである限りにおいて、一の利用者の電気通信設備との間に自ら設置した伝送路設備を電気通信役務の提供に用いることができることとする。

(二) 第一種電気通信事業者が電気通信業務の一部の委託をしようとするときに郵政大臣の認可を必要とするものを、他の者の設置する電気通信回線設備を用いる場合に限定することとする。

(三) 特別第二種電気通信事業を、専ら符号又は映像を伝送するための電気通信設備以外の電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する第二種電気通信事業であつて、当該電気通信設備が、他の電気通信事業者が提供する専用通信回線を介して公衆通信回線設備を相互に接続して電気通信役務を提供できるように構成されているもの等とする。

(四) 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金を定め、その実施前に、郵政大臣に届出ることとする。

(五) 郵政大臣は、届出料金について、料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められて

いないとき等は、当該料金を変更すべきことを命ずることができることとする。

(六) 郵政大臣は、特定電気通信役務に関する料金について、適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することのできると認められる水準の料金を基準料金指数として定めることとし、第一種電気通信事業者が特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後の料金指数が基準料金指数を超えるものであるときは、郵政大臣の認可を受けなければならないこととする。

(七) 端末機器の試験の事業を行う者は、その能力について郵政大臣の認定を受けることができることとし、郵政大臣は、当該認定を受けた者が端末機器について行った試験の結果を添えて技術基準適合認定の申請がなされたときは、その審査の一部を省略することができることとする。

(八) 郵政大臣又は指定認定機関は、申請に係る設計が技術基準に適合するものであり、かつ、当該設計に基づく端末機器のいずれもが当該設計に合致するものとなることを確保することができるものと認める場合には、その端末機器を設計について認証することとし、当該認証に係る設計に基づく端末機器であつて、当該認証を受けた者により郵政省令で定める表示が付されているもの

は、技術基準適合認定を受けた端末機器とみなすこととする。

(九) 郵政大臣は、本邦内で使用されることとなる端末機器が技術基準に適合していることの認定を行うとする外国の者から申請があつたときは、これを承認することができるとする。

(十) 郵政大臣は、(四)及び(五)の料金に関する処分等をしようとするときは、政令で定める審議会に諮り、その決定を尊重してこれを行しなければならないこととする。

(十一) 電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件又は業務の方法に関し、郵政大臣に対して苦情その他の意見の申出をすることができることとする。

(十二) その他規定の整備をすること。

3 電波法の一部改正

(一) 免許を要しない無線局であつて郵政大臣の指定する呼出符号等の自動送受信機能を有することを要件の一つとするものについて、当該機能を有しなくとも他の無線局に混信等を与えないように運用することができ機能有するものであればよいこととするともに、当該呼出符号等に係る表示義務を廃止すること。

(二) 無線設備等の点検を行う外国の者についても、その能力について郵政大臣の認定を受けることができることとし、郵政大臣

は、当該認定を受けた外国の者が無線設備等について行った点検の結果が提出された場合には、無線局の検査の一部を省略することができることとする。

(三) 郵政大臣又は指定証明機関は、無線設備等の点検の能力について郵政大臣の認定を受けた者が特定無線設備について行った点検の結果を添えて技術基準適合証明の申請がなされたときは、その審査の一部を省略することができることとする。

(四) 郵政大臣又は指定証明機関は、申請に係る工事設計が技術基準に適合するものであり、かつ、当該工事設計に基づく特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができると認める場合には、その特定無線設備を工事設計について認証することとし、当該認証に係る工事設計に基づく特定無線設備であつて、当該認証を受けた者により郵政省令で定める表示が付されているものは、技術基準適合証明を受けた特定無線設備とみなすこととする。

(五) 郵政大臣は、本邦内で使用されることとなる特定無線設備が技術基準に適合していることの証明を行おうとする外国の者から申請があつたときは、これを承認することができることとする。

(六) 電波監理審議会委員の欠格事由のうち「電気通信の事業を営む者又はその役員等」については、その範囲を「第一種電気通信事業者又はその役員等」に限定することとする。

(七) その他規定の整備をすること。

4 その他

(一) この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 所要の経過措置を規定すること。

(三) その他関係法律につき所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、民間活動に係る規制がもたらす負担の軽減及び行政事務の合理化を図るため、所要の改正を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十年四月二十三日

通信委員長 坂上 富男

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
東京一〇五―八四四五
二番地 虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
（本体） 本号一部
送料 〇〇五円
印刷 〇〇五円
別冊